

令和 6年度 12月分 工事請負変更契約状況表

(単位：円)

(上水・工水・下水・農集・漁集会計)

担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備考
下水道施設課 22000027	R4. 9. 30	和歌川終末処理場監視制御設備改築工 事	三菱電機プラントエンジニアリング 永山 宜公	742,247,000	741,400,000			840	R4. 10. 1 R7. 1. 17	
	R6. 12. 26							900	R4. 10. 1 R7. 3. 18	
下水道施設課 23100033	R5. 10. 12	湊南第2雨水ポンプ場3号雨水ポンプ 設備工事	クボタ環境エンジニアリング株式会 社 佐野 晋二	380,142,400	317,835,100			530	R5. 10. 13 R7. 3. 25	
	R6. 2. 2							530	R5. 10. 13 R7. 3. 25	
	R6. 12. 20			387,763,200	324,206,300		6,371,200	530	R5. 10. 13 R7. 3. 25	2.00%
下水道施設課 23100044	R6. 1. 15	湊南第2雨水ポンプ場沈砂池設備増設 工事	株式会社丸島アクアシステム 島岡 秀和	82,757,400	82,757,400			76	R6. 1. 16 R6. 3. 31	
	R6. 3. 18							360	R6. 1. 16 R7. 1. 9	
	R6. 12. 18							417	R6. 1. 16 R7. 3. 7	
管路整備課 24100009	R6. 5. 30	納定配水管改良工事	株式会社中山建設 中山 善嗣	30,162,000	27,352,957			210	R6. 5. 31 R6. 12. 26	
	R6. 12. 12							270	R6. 5. 31 R7. 2. 24	
下水道管理課 24100018	R6. 6. 25	中央処理区合流管布設替工事	有限会社栄起創建 藤本 みどり	51,599,900	47,029,246			170	R6. 6. 26 R6. 12. 12	
	R6. 12. 6							248	R6. 6. 26 R7. 2. 28	
管路整備課 24100026	R6. 7. 24	吉田工業用配水管布設替工事	力土建有限公司 川口 真史	85,844,000	78,926,908			150	R6. 7. 25 R6. 12. 21	
	R6. 12. 3			92,532,000	85,074,000		6,147,092	150	R6. 7. 25 R6. 12. 21	7.79%
管路整備課 24100031	R6. 8. 27	岡山東～谷町配水管布設工事	株式会社藤本水道 齊藤 満伊	57,090,000	52,160,149			140	R6. 8. 28 R7. 1. 14	
	R6. 12. 26							170	R6. 8. 28 R7. 2. 13	
維持管理課 24150002	R6. 9. 3	新堀川橋水管橋外面塗装塗替修繕工事	井口工業株式会社 井口 暁文	3,518,900	3,112,637			100	R6. 10. 1 R7. 1. 8	
	R6. 12. 23			3,599,200	3,183,400		70,763	100	R6. 10. 1 R7. 1. 8	2.27%

年 度	令和6年度
工 事 番 号	第22000027号
工 事 名	和歌川終末処理場監視制御設備改築工事
変更後の工事場所	和歌山市塩屋5丁目126番1
変更後の工事概要	電気設備工事 特殊電源設備工 一式 計装設備工 一式 監視制御設備工 一式 撤去工事 一式 建築工事 一式 建築電気設備工事 一式 建築機械設備工事 一式
変 更 の 理 由	<p>本工事において、沈砂池ポンプ棟監視制御設備の切替作業の実施時期について、運転管理業者と協議した結果、新旧設備の混在による運転操作ミスを防止するため、可能な限り運転頻度の低い時期に切替作業を行うこととなったことから、当初の施工計画で予定していた、管理本館の耐震補強工事と沈砂池ポンプ棟監視制御設備の切替の並行施工ができなくなり、工期内の完成が不可能となった。</p> <p>上記理由により、受注者である三菱電機プラントエンジニアリング株式会社から建設工事請負契約書第22条に基づき、工期延長請求書の提出があり、受注者の責めに帰すことができない事由であると判断されるため、同契約書第24条により令和7年3月18日まで60日間の工期延長をいたしたい。</p>

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第23100033号
工 事 名	湊南第2雨水ポンプ場3号雨水ポンプ設備工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	機械設備工事 No.3 雨水ポンプ設備 (口径1,350mm) 1台 その他附帯設備 一式
変 更 の 理 由	設計図書において、雨水ポンプと吐出弁間の口径1350mm鋳鉄管が未計上で脱漏していた。この配管は試運転を行うためには必要不可欠である。 上記理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第2号及び第4項に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条により、増額変更いたしたい。

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第23100044号
工 事 名	湊南第2雨水ポンプ場沈砂池設備増設工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	沈砂池設備増設工事 除塵機設備（水路幅3,000mm） 1基 その他附帯設備 一式
変 更 の 理 由	<p>現在、本ポンプ場では本工事を含め、3件の工事が契約中であり、受注者は3社です。</p> <p>本工事において、詳細な機器仕様については3社間の協議が必要であり、その過程を経て承諾函作成し製作を行います。その調整に時間を要したため、電気設備工事の機器承諾、製作においても当初の工程から遅れが生じています。本工事は、別途発注した電気設備工事の電気設備更新後でなければ機器の試運転確認等を行うことができないため、本工事についても当初の工程通りに完成させることが不可能になりました。</p> <p>上記理由により、受注者である株式会社丸島アクアシステムから建設工事請負契約書第22条に基づき、工期延長請求書の提出がありました。</p> <p>受注者の責めに帰すことができない事由であると判断されるため、同契約書第24条に基づき工期延長をいたしたい。</p>

年 度	令和6年度
工 事 番 号	第24100009号
工 事 名	納定配水管改良工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>[新設] φ150mm DIP GX形 L=177.0m</p> <p>[布設替] φ100mm DIP GX形 L=10.5m φ75mm DIP GX形 L=10.4m 消火栓設置工 1箇所 給水管切替工 7箇所 仮設配管工 1式 既設管撤去工 1式</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事において、都市計画道路事業有本中島線における関連工事との工程調整により、工事の進捗に遅れが生じ、工期内完成が困難となった。</p> <p>以上の理由により、本工事の受注者から、建設工事請負契約書第22条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、受注者の責めに帰すことができない事由であると認められるため、同契約書同条第2項及び第24条の規定に基づき、60日間の工期延長をするもの。</p>

年 度	令和6年度
工 事 番 号	第24100018号
工 事 名	中央処理区合流管布設替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ400mmVU管布設工 L=183.2m マンホール工(1号-7) 7か所 取付管工 17か所 付帯工 1式 整備面積(合流) A=0.0ha</p>
変更の理由	<p>本工事において、地元及び関係機関との日程調整に不測の日数を要し、工程に遅れが生じた。本工事の受注者より、建設工事請負契約書第22条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、同契約書同条第2項及び第24条に基づき78日間の工期延長を致したい。</p>

年 度	令和6年度
工 事 番 号	第24100026号
工 事 名	吉田工業用配水管布設替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ400mm DIP GX形 L=201.4m 既設管閉栓充填工 1式
変 更 の 理 由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <p>管布設において、既設水道管の位置が当初設計と異なっており、接続位置が変更になった影響で布設延長が延び、管材料等が増えたことによる増額。</p> <p>一部施工区間の舗装本復旧において、道路管理者と立会いの結果、本復旧面積が増えたことによる増額。</p> <p>以上の理由により、工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき、精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるので、同契約書第18条第5項及び第25条の規定による増額変更を行いたい。</p>

年 度	令和6年度
工 事 番 号	第24100031号
工 事 名	岡山丁～谷町配水管布設工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	φ400mm DIP GX形 L=250.0m
変 更 の 理 由	<p>本布設位置において、不明管やコンクリート壁、岩が出てきたことから撤去しながらの作業となり、工事の進捗に遅れが生じ、工期内完成が困難となった。</p> <p>以上の理由により、本工事の受注者から、建設工事請負契約書第22条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、受注者の責めに帰すことができない事由であると認められるため、同契約書同条第2項及び第24条の規定に基づき、30日間の工期延長をするもの。</p>

年 度	令和6年度
工 事 番 号	第24150002号
工 事 名	新堀川橋水管橋外面塗装塗替修繕工事
変更後の工事場所	和歌山市榎原地内から松江北7丁目地内まで
変更後の工事概要	橋梁現場塗装工 1式 鋼橋足場等設置工 1式 付帯工 1式
変更の理由	<p>本工事にあたり次のとおり変更となります。①鋼橋足場等設置工において、交通誘導員が増員したことによる増額。</p> <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第3号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条の規定を適用し、増額変更いたしたい。</p>